

令和5年 5月 26日	
資料提供 (同時提供：県政記者クラブ・海南記者クラブ)	
担当課	海草振興局地域振興部地域課
担当者	中谷
電話番号	073-441-3373 (直)

令和5年度 地域・ひと・まちづくり補助事業の追加募集を行います。(海草振興局)

1. 趣旨

海草振興局管内（和歌山市、海南市、紀美野町）において、市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象者

- ア. 市町村
 - イ. 一部事務組合
 - ウ. 広域市町村圏協議会
 - エ. 広域連合
 - オ. 複数市町村等で構成される団体(等には、県、民間団体を含む。)
 - カ. 和歌山県に本拠を持ち県内で活動する団体(市町村や、企業、第三セクターが参加している場合も可。)
- ※ 申請者又は団体の役員が、和歌山県暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は、対象外。

3. 補助対象事業

- ア. 地域文化育成事業・・・地域伝統文化の保存・継承並びに新しい文化の創出・定着事業
- イ. 地域資源活用事業・・・自然・歴史・文化等の地域固有の資源を活用した、個性的で魅力のある地域づくり活動や地域外への情報発信等を行う事業
- ウ. 地域交流事業・・・交流人口の増加を図るためのイベントや住民参加型イベントの実施事業
- エ. UJIターン促進事業・・・若者のUJIターンを促進するための事業
- オ. 地域情報化推進事業・・・地域住民を対象とした情報化推進事業
- カ. ひとつづくり推進事業・・・地域づくりリーダーの養成や観光語り部の育成などの人材育成事業
- キ. 住民福祉の増進や地域の活性化等 地域振興上知事が特に必要と認める事業

4. 補助期間、補助率及び補助限度額

- (1) 補助期間 単年度
- (2) 補助率 補助対象経費の2分の1以内。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。(審査の結果、補助率が2分の1以下となることがあります。)
- (3) 補助限度額 100万円
※予算額の都合により、補助額が申請額を下回る場合がありますので、留意ください。

5. 対象外となるもの

(1) 対象外事業

- ア. 国又は県の他の補助金の交付を受けている事業
- イ. 施設整備等のハード事業
- ウ. 事業費が30万円未満の事業
- エ. 営業活動として行われる事業
- オ. 今後の事業の継続性や事業効果の持続性が認められない事業
- カ. 特定の団体、会員、個人のみを対象とし、排他的に行われる事業
- キ. 以前から定例・慣例的に実施されているもので、新たな要素を取り入れていない事業

(2) 対象外経費等

- ア. 各種団体や施設等に係る運営経費及び備品購入費については、補助対象としない。
- イ. 本概要「2. 補助対象者」のアからオまでの補助対象者にあつては、事業実施に伴い充当される分担金、負担金、補助金及び指定寄付金は、補助対象経費から控除する。
- ウ. 補助の対象となるのは、補助金交付決定（令和5年8月上旬頃を予定）後に着手する事業の経費とし、交付決定の前に発生した費用については、原則補助対象としない。
- エ. 団体構成員に対する人件費、謝礼金、食料費については、補助対象としない。
- オ. 補助事業の目的遂行に認められない経費 及び 一般的に合理的と認められる範囲を超える経費については、原則として補助対象としない。

6. 申込方法

- (1) 要望書受付期間 令和5年5月26日（金）～6月26日（月）17:00【必着】
提出は、郵送又は持参、メールにて受付いたします。

(2) 要望書様式

- ・採択要望書（別紙1）
- ・団体概要書（別紙2）
- ・役員等に関する名簿（別記第3号様式）
- ・その他事業の詳細が分かる資料

※ 様式データは、海草振興局ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/130100/hitomachi.html>

- (3) 要望書提出先 海草振興局 地域振興部 地域課（担当：中谷）
電話番号 073-441-3373（直通）
メール e1301161@pref.wakayama.lg.jp

7. その他

内容を審査の上、審査結果（採択・不採択）を書面で通知します。